

## 委員からのご指摘、プロジェクトの試行を踏まえた対応

| 主な論点   | 対応箇所           | 頁       |    |
|--|----------------|---------|----|
| <p>現在の記述では、初めてこのような取り組みをする方またはオープン&amp;クローズ戦略にまで思考が及ばない方にとっては、ややデータのオープン化が前面に出過ぎているのではないか。</p> <p>→データの利活用促進の観点に加えて、プロジェクト参加者間でのデータの共有、ルール化により、事業成果の最大化に資する観点を追加した。また、知財権同様に、委託事業により発生するデータについても委託者のマネジメントの対象として取扱いを定めた。</p>   | 別冊策定の背景および位置づけ | 1       | 試行 |
| <p>データマネジメントは、技術分野やプロジェクトの目的等で適用・非適用を選択できるようにすべきではないか。</p> <p>→国の委託研究開発プロジェクトにおける①データの利活用促進②データの取扱いに係る紛争の防止③プロジェクト参加者間でのデータの共有の促進の効果が期待される。</p> <p>一方で、データマネジメントの実施に伴うプロジェクト参加者の作業負担の軽減が課題である。</p> <p>しがって、データマネジメントプラン、データ合意書の作成・提出にかかる業務フローを簡素化・緩和、ひな形の充実化した上で、原則、全プロジェクトへの適用を目指す。</p> | 適用対象事業         | 3       | 試行 |
| <p>ガイドラインの本格適用時期について、資金配分機関によっては、経済産業省のガイドラインが公表された後に独自のガイドラインを定める必要があり、平成30年1月から公募を開始する事業に適用することは難しい。</p> <p>→平成30年4月に公募を開始する事業から適用する。</p>  | 適用対象事業         | 3       | 試行 |
| <p>当該施策の対象となるデータのイメージを具体的に示して頂きたい。</p> <p>→対象となる研究開発データの具体例を示した。</p>   | 適用対象データ        | 3       | 試行 |
| <p>データマネジメント企画書について、公募段階で具体的に記載可能な場合もあれば、難しい場合もある。</p> <p>→手続きを簡素化し、応募時にデータマネジメント企画書を求めるかどうかは、プロジェクトの目的に応じて任意とする。DMPは、原則として契約締結前に作成を求めるが、研究開発が進むに従ってデータマネジメントプランを修正して具体化していくことが可能である</p>   | 2-1<br>2-1-2   | 6-<br>7 | 試行 |

|  |                  |               |          |
|--|------------------|---------------|----------|
| <p>ことを明記。また、プロジェクトの開始当初どのようなデータが取得できるか想定することが困難なプロジェクトに限っては、具体的なデータの取得が見込まれる段階で DMP を提出できる旨を脚注に記載した。</p>                               |                  |               |          |
| <p><b>データマネジメントプラン作成の負担が大きい。</b><br/>→第三者への提供を想定しないデータについては、委託者が定める簡略化した様式での提出を認める。</p>  | 2-1-2(2)         | 8             | 試行       |
| <p><b>自主管理データは、不正競争防止法での保護が受けられるような管理をすることを推奨した方が良いのではないか。</b><br/>→ガイドライン、及び、データ合意書(例)に、不正競争防止法の保護が受けられるような管理について補足した。</p>            | 2-3-3(2)         | 15            | 委員<br>意見 |
| <p><b>データマネジメントの妥当性を第三者が確認する仕組みが必要ではないか。</b><br/>→プロジェクト内の推進委員会等の活用を推奨した。</p>  | 2-3-3<br>観点 2(4) | 17            | 試行       |
| <p><b>データ方針を作成し易くするため、委託者指定データが無い場合の作成例も用意すべきではないか。</b><br/>→委託者指定データが無い場合のデータ方針の作成例を追加した。データマネジメントプランの履行義務や利用許諾の条項等を、データ方針から削除した。</p> | 別添 1             | 19<br>-<br>27 | 試行       |
| <p><b>委託契約書、契約書の作成例のみをみて、ガイドライン本体を理解せずに、手続きを進める懸念がある。</b><br/>→ひな形に、ガイドライン本体を確認した上で作成して頂くように、補足した。</p>                                 | 別添 2             | 28<br>-<br>29 | 委員<br>意見 |
| <p><b>データマネジメントプランの項目は適切か。サンプルデータやデータ提供サイトの URL も記載できるようにすべきではないか</b><br/>→サンプルデータやデータ提供サイトの URL も記載できるように「その他」という項目を設けた。</p>          | 別添 2             | 29            | 試行       |
| <p><b>知財合意書に加えてデータ合意書を作成するのは時間がかかる。データ合意書を簡素なものにできないか。</b><br/>→知財合意書の中にデータに関する簡易な条項(データの利用許諾はデータマネジメントに従って行う)を設けるひな形を提示した。</p>        | 別添 3             | 31<br>-<br>38 | 試行       |
| <p><b>研究開発データが、最終成果物のみを対象にしていると誤解を与える可能性があるのではないか</b><br/>→データ合意書(例)に研究開発データの定義について補足した。</p>   | 別添 3             | 31            | 委員<br>意見 |